

事務局資料

平成25年4月25日
事務局

目次

1	放送と通信の比較	3
2	コミュニティ放送普及に向けた課題	5
3	産活法について	7
4	他事業における事業活性化を促す制度の事例	10
5	国土強靱化の動きについて	14
6	これまでの説明・発言概要	17
7	ラジオの強靱化に関する調査結果	20

1 放送と通信の比較

放送と通信の比較

- ・それぞれの情報伝達手段について、下図の通り長所・短所がある。
- ・それぞれの短所を相互に補完するために、複合的な情報通信ネットワークが必要。

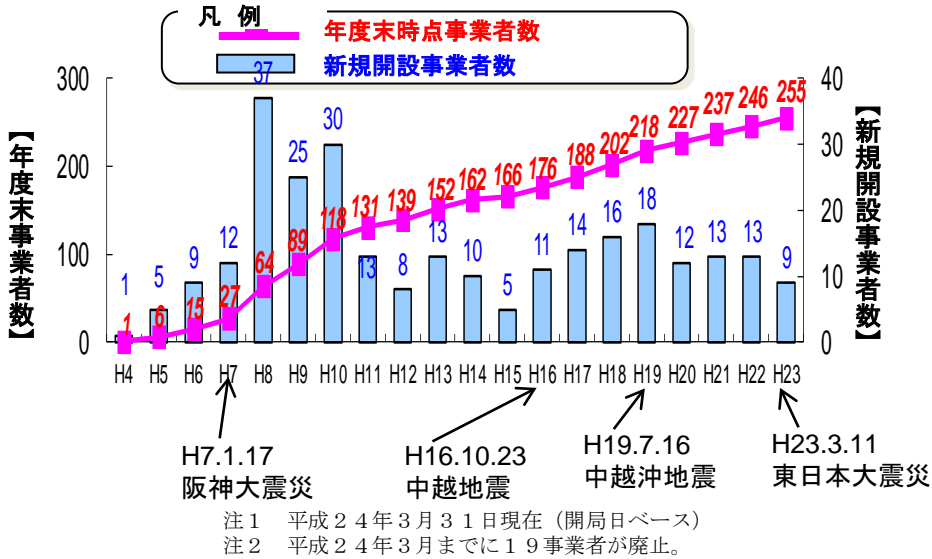
	通信(インターネット)	放送	
		テレビ	ラジオ
情報のきめ細やかさ	○	×	△
臨場感・説得性	△	○	△
輻輳発生の有無	あり	なし	なし
フル充電時の端末 連続使用時間	8～15時間程度 ※スマートホンの連続通話時間	5時間程度 ※1 ポータブルテレビ(5型)の付属 充電電池持続時間(ワンセグ視聴時) ※2 ほとんどの受信機には充電機 能がなく、停電と同時に使用不能に。	50～70時間程度 ※携帯ラジオのマンガン電池持続時 間(ラジオ聴取時)
端末構造	複雑	複雑	単純

2 コミュニティ放送普及に向けた課題

コミュニティ放送普及への課題

- コミュニティ放送は現在272局が開局しており、災害情報等の地域情報の充実に貢献。
- 一方、東京23区、大阪市をはじめ都市部では周波数の逼迫により新たな開局が困難な状況であり、コミュニティ放送のさらなる普及を図るためには、新たな周波数が必要。

1 コミュニティ放送局開局状況



2 周波数逼迫宣言

平成9年9月29日 関東電気通信監理局

「『東京23区及びその周辺』については、これから申請されても、当面、周波数が選定できない状況にある」旨報道発表。

平成10年4月9日 近畿電気通信監理局

「『大阪市及びその周辺（兵庫県南東部を含む）』については、これから申請されても、当面、周波数が選定できない状況にある」旨報道発表。

3 コミュニティ放送局開局ニーズ

【コミュニティ放送局の開局相談が寄せられた市区町村数】

地方	市区町村数 (A)	コミュニティ放送局がある市区町村数 (B)	割合 (%) (B/A)	コミュニティ放送局の開局相談が寄せられた市区町村数 (C)	割合 (%) (C/A)
北海道	188	26	13.8%	8	4.3%
東北地方 (青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)	231	31	13.4%	14	6.1%
関東地方 (栃木、茨木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨)	383	46	12.0%	44	11.5%
信越地方 (長野、新潟)	114	17	14.9%	6	5.3%
北陸地方 (富山、石川、福井)	51	13	25.5%	5	9.8%
東海地方 (静岡、愛知、岐阜、三重)	183	26	14.2%	8	4.4%
近畿地方 (滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、兵庫)	245	36	14.7%	20	8.2%
中国地方 (鳥取、島根、岡山、広島、山口)	117	21	17.9%	5	4.3%
四国地方 (徳島、香川、愛媛、高知)	95	6	6.3%	10	10.5%
九州地方 (福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島)	249	24	13.7%	15	6.0%
沖縄県	41	16	39.0%	3	7.3%
合計	1,897	272	14.3%	138	7.3%

(注1) 「市区町村数」については、特別区、政令指定都市の区は1としてカウント。

(注2) 総務省調べ。平成19年度～平成24年度の5年間で各総合通信局に開局相談が寄せられた市区町村数

(注3) コミュニティ放送局は、平成25年4月1日現在の数。

3 産活法について

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（産活法）の概要

1 制度の概要

- 産活法は、生産性向上に向けた再編、設備投資など、我が国の企業の前向きな取組を支援するため措置された制度。
- 事業者が事業計画（事業再構築計画、経営資源再活用計画、経営資源融合計画等）を作成し、主務大臣の認定を受けることにより、税制、金融、会社法の特例等の優遇措置※を受けることが可能。
 - ※ <優遇措置の具体例>
 - ・登録免許税の軽減
 - ・計画の実施に必要な資金の融資
 - ・完全子会社化手続に関する特例（株主総会の開催不要）
- このうち、事業再構築計画は、最も使用される産活法の計画パターンであり、主にグループ内の再編を行って、企業全体の生産性の向上を図ることを内容とするもの。

2 事業再構築計画の認定の基準

- 財務の健全性…経常収入／経常支出 > 100%
- 生産性の向上…①②③のうちいずれか
 - ① 有形固定資産回転率（売上高／有形固定資産額）…5ポイント向上
 - ② 自己資本当期純利益率（当期純利益／自己資本）…2%向上
 - ③ 従業員1人当たり付加価値額（「営業利益＋人件費＋減価償却費」／従業員数）…6%向上

3 事業再構築計画の過去の放送関係の認定例

H17.6.10 (株)フジテレビジョン、(株)ニッポン放送

H19.3.23 (株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ、ジェイサット(株)

9.25 (株)シー・ティー・ワイ、上越ケーブルビジョン(株)、(株)エヌ・シー・ティ

H22. 9.8 (株)テレビ東京、(株)BSジャパン、テレビ東京ブロードバンド(株)

H24.9.12 日本テレビ放送網(株)、(株)BS日本、(株)シーエス日本

産活法の事業分野別指針について

- 産活法においては、生産性の向上が特に必要な事業分野等について、認定の基準となる「事業分野別指針」を定めることが可能。

1 事業再構築計画の認定スキーム

- ① 経済産業大臣及び財務大臣が、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する「基本指針」を策定。
- ② 主務大臣が、生産性の向上が特に必要な分野等について「事業分野別指針」を策定。
(経済産業大臣その他関係行政機関の長との協議が必要)
- ③ 事業者から「事業再構築計画」の認定申請があった場合、主務大臣は「基本指針」及び「事業分野別指針」に照らして適切なものであることを審査。

2 「事業分野別指針」を定めることができる事業分野

- ① 過剰供給構造にある事業分野であってその特性に応じた産業活力の再生を図ることが適当と認められるもの
- ② 次に掲げる事業分野であってその特性に応じた産業活力の再生又は産業活動の革新を図ることが適当と認められるもの
 - a. 生産性の向上が特に必要な事業分野
 - b. 我が国事業者が行う事業の規模が国際的な水準に比較して著しく小さい事業分野
 - c. 新需要の開拓が特に必要な事業分野

※ 現在、建設業(国交省)、小売業(厚労省、農水省、経産省)、ゲームソフトウェア業、情報サービス業、研究開発サービス業(総務省、厚労省、農水省、経産省)、プラントエンジニアリング業、商社業、自動車(新車)販売業、プラントメンテナンス業、造船業(国交省)、鉄鋼産業の計11分野において定められている。(省名未記載は全て経産省単独。)

4 他事業における事業活性化を 促す制度の事例

他事業における事業活性化を促す制度の事例①

	特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法 (タクシー適正化・活性化法)	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律
施行日 (期限)	平成21年10月1日施行(期限なし)	平成19年10月1日施行(期限なし)	平成19年6月29日施行(期限なし)
施行の背景	タクシー事業は <u>需要が減少傾向にある中、車両増加等により、収益の悪化や運転者の賃金等の労働条件の悪化等の問題が発生。</u> このため、タクシーの機能を維持、活性化するための方策を講じるもの。	近年における <u>急速な少子高齢化の進展、移動のための交通手段に関する利用者の選好の変化により地域公共交通の維持が困難となっている。</u> このため、地域公共交通機関の活性化及び再生のための地域における主体的な取組を推進するもの。	各地域の「強み」である産地の技術、地域の農林水産品、観光資源等の地域資源を活用して新商品開発等を行う <u>中小企業を支援し、地域経済の活性化を図るため、税制・金融面など総合的な支援措置を講じるもの。</u>
法案の内容	国土交通大臣が供給過剰状態の地域を「特定地域」と指定する。「 <u>特定地域</u> 」は <u>新規参入や増車が厳しくなる。</u> また、「 <u>特定地域</u> 」の <u>タクシー事業者は、「特定事業計画」を策定し、国土交通大臣の認定を受けることができる。</u>	自治体が路面電車や船舶、鉄道等について「 <u>地域公共交通総合計画</u> 」を策定する。「 <u>地域公共交通総合計画</u> 」に「 <u>地域公共交通特定事業</u> 」が含まれる場合は、 <u>当該事業者は、当該事業計画を策定し、国土交通大臣の認定を受けることができる。</u>	主務大臣が、地域資源(特産品や生産技術等)に関する事項、地域資源を活用した事業に関する事項等を内容とする基本方針を策定する。 <u>中小企業は、地域資源を活用した事業計画を策定し、主務大臣の認定を受けることができる。</u>
認定の申請主体	タクシー事業者	特定事業の実施主体 (鉄道、船舶等の事業者)	中小企業(地域資源関連)
認定制度における事業再編に関する規定	(国土交通大臣の定める基本指針) タクシー事業者の <u>自主的かつ協調的な減車や休車を推進</u> することが期待。また、 <u>組織再編等を伴う場合は、タクシー運転者の地位へ配慮</u> すること。	基本指針や認定基準に該当する文言なし	基本指針や認定基準に該当する文言なし
認定のメリット	(道路運送法上の規制緩和) 料金の認可→届出 事業計画の変更認可→届出 事業譲渡の認可→届出	路面電車や船舶、鉄道等の事業について、 <u>法律上の認可制を届出に緩和、地方債の起債対象化。また、国土交通省が補助金を重点的に配分する政策となっている。</u>	<u>中小企業は、普通保険、無担保保険、特別小口保険及び売掛債権担保保険の別控を利用可。</u> また、国や自治体、中小企業基盤整備企業等から <u>補助金や低利融資を受けられる。</u>

他事業における事業活性化を促す制度の事例②

	商店街の活性化のための 地域住民の需要に応じた事業活動 の促進に関する法律	観光圏の整備による観光旅客の 来訪及び滞在の促進に関する法律	伝統的工芸品産業の振興 に関する法律
施行日 (期限)	平成21年8月1日施行(期限なし)	平成20年7月23日(期限なし)	昭和49年5月25日(期限なし)
施行の背景	商店街の活力が低下していることを踏まえ、 <u>商店街への来訪者の増加を通じて商店街の事業機会の増大を図るため</u> 、商店街振興組合等が行う <u>地域住民の需要に応じた事業活動を推進するもの。</u>	我が国の観光地の魅力と国際競争力を高めるため、 <u>観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在を促進するための地域における創意工夫を生かした主体的な取組を推進するもの。</u>	<u>伝統的工芸品産業は、後継者の確保難、原材料の入手難などの問題を抱えており存続が困難となっていることから、伝統的工芸品の産業の振興を図り、地域経済の発展に寄与し、国民経済の健全な発展に資することを目的とするもの。</u>
法案の内容	商店街振興組合等は、 <u>商店街事業活性化計画を策定し、経済産業大臣の認定を受けることができる。</u> NPO等は、 <u>商店街活性化支援事業計画を策定し、経済産業大臣の認定を受けることができる。</u>	自治体が、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進を図るための <u>観光圏整備計画を策定する。</u> 協議会(自治体、NPO、事業者)は、 <u>観光圏整備実施計画を策定し、国土交通大臣の認定を受けることができる。</u>	工芸品の産地組合等からの申請に基づき、指定要件を満たすものを <u>経済産業大臣が「伝統的工芸品」として指定する。</u> 指定を受けた産地の産地組合等は、 <u>振興計画等を作成して経済産業大臣の認定を受けることができる。</u>
認定の申請 主体	①商店街振興組合等の組合組織 ②NPO、一般社団法人、一般財団法人	協議会(自治体、NPO、事業者)	産地組合等 (事業協同組合、協同組合連合会、商工組合)
認定制度にお ける事業再編 に関する規定	基本指針や認定基準に 該当する文言なし	基本指針や認定基準に 該当する文言なし	基本指針や認定基準に 該当する文言なし
認定 のメリット	①商店街振興組合等の組合組織 ・補助金の補助率引き上げ(1/2→2/3) ・無利子貸付の割合引き上げ(1/2→2/3) ②NPO、一般社団法人、一般財団法人 ・NPO等を中小企業とみなして、中小企業信用保険法の適用対象とする。	・旅行業法上の特例 (旅行代理店業の営業許可) ・国土交通省の交付金の対象化 ・道路運送法上の特例 (バスの運行回数の認可→届出) ・海上運送法上の特例 (船舶の運行回数の認可→届出) 等	以下の事業について、国又は自治体から補助金が交付される。 「後継者育成事業」「技術・技法の記録収集・保存事業」「原材料対策事業」「需要開拓事業」「意匠開発事業」

【参考】通信・放送関連の施設整備への支援制度の事例

	高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法	電気通信基盤充実臨時措置法
施行日 (期限)	平成13年1月6日 (期限:平成27年3月31日)	平成3年6月1日 (期限:平成28年5月31日)
施行の背景	地上放送のデジタル化には、多数の中継局を新たに構築する必要があることから、事業者は多額の設備投資が必要となる。このため、高度テレビジョン放送施設の整備を促進する措置を講ずることにより、デジタル信号による送信をするテレビジョン放送の早期の普及を図るもの。	高度通信施設、信頼性向上施設及び高度有線テレビジョン放送施設の整備を促進する措置を講ずることにより、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実に図り、もって高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与することを目的とするもの。
法案の内容	<p>総務大臣が「<u>高度テレビジョン放送施設整備事業の実施に関する基本的な指針</u>」を策定する。 放送事業者は、「<u>高度テレビジョン放送施設整備事業の実施計画</u>」を策定し、その実施計画が適当である旨の総務大臣の認定を受けることができる。</p> <p>※ 高度テレビジョン放送施設 (番組制作設備、デジタル伝送装置、デジタル送受信装置)</p>	<p>総務大臣が「<u>高度通信施設、信頼性向上施設及び高度有線テレビジョン放送施設の整備事業の実施に関する基本的な指針</u>」を策定する。 電気通信事業者及びケーブルテレビ事業者は、「<u>施設整備事業の実施計画</u>」を策定し、その実施計画が適当である旨の総務大臣の認定を受けることができる。</p> <p>※ 高度通信施設 (光ファイバ等高度な通信施設による新たな通信網の構築) ※ 信頼性向上施設整備 (回線切替装置設置等のシステムの信頼性を高める施設) ※ 高度有線テレビジョン放送施設整備事業 (CATV施設の整備、特に光ファイバ網の構築の事業)</p>
認定の申請主体	地上テレビ放送事業者	電気通信事業者、ケーブルテレビ事業者
認定制度における事業再編に関する規定	基本指針や認定基準に該当する文言なし	基本指針や認定基準に該当する文言なし
認定のメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・債務保証 (独立行政法人情報通信研究機構による債務保証) ・税制優遇措置 (法人税の特別償却、固定資産税及び不動産取得税の課税標準の軽減) 	<ul style="list-style-type: none"> ・債務保証 (独立行政法人情報通信研究機構による債務保証) ・税制優遇措置 (法人税の特別償却、固定資産税の課税標準の軽減)

5 国土強靱化の動きについて

国土強靱化に関する動きについて①

(1) 安倍内閣の基本方針(抄)(平成24年12月26日閣議決定)

老朽化インフラ対策など事前防災のための国土強靱化の推進や、大規模な災害やテロなどへの危機管理対応にも万全を期すなど、国民の暮らしの不安を払拭し、安心社会をつくる。

(2) ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会

国民の生命と財産を守り抜くため、事前防災・減災の考え方に基づき、強くてしなやかな国を作るためのレジリエンス(強靱化)に関する総合的な施策の推進の在り方について意見を聞くことを目的として、古屋国土強靱化担当大臣の下に設置。

※事務は内閣官房国土強靱化推進室が担当

※座長は藤井内閣官房参与(京都大学教授)。情報通信分野から、NTTデータ経営研究所 山下相談役が構成員として出席。その他、尾崎高知県知事(地方財政)や、奥野中京大学総合政策学部教授(地域社会・コミュニティ)など、計14名が構成員として参加。

【開催状況】

- ・第1回会合(平成25年3月5日)
 - ナショナル・レジリエンス(防災・減災)の検討範囲 等
- ・第2回会合(25年3月22日)
 - 対象とするリスクと「脆弱性」に関する考え方 等
- ・第3回会合(25年4月3日)
 - 「脆弱性評価」の考え方(案) 等
- ・第4回会合(25年4月下旬～5月中旬)
 - 進捗状況報告
- ・第5回会合(25年5月下旬)
 - ナショナル・レジリエンス(防災・減災)に向けた当面の対応について(取りまとめ)

5月下旬の取りまとめに向けて、各府省が実施する作業内容(要約)(第3回会合より)

- (1) 目標(※)に照らし、起こってはならないリスクを列挙
 - (2) 目標達成のために現在実施している事業と達成率を整理
 - (3) 目標達成のための課題と今後導入すべき方策を整理
- ※大規模災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保、等

国土強靱化に関する動きについて②

(3) IT戦略本部

情報通信技術(IT)の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するために、平成13年1月、内閣に「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)」を設置。

※本部長 内閣総理大臣

副本部長 情報通信技術(IT)政策担当大臣、内閣官房長官、総務大臣経済産業大臣

【開催状況】

・第61回 IT戦略本部(平成25年3月28日)

➢「世界最高水準のIT社会の実現に向けて」

(1)産業再興・経済活性化への貢献(イノベーティブな社会へ)

略

(2)国民の安心・安全への貢献(レジリエントな社会へ)

A) 復興・防災:災害情報が国民に確実に提供される防災情報インフラの構築

略

(3)行政機能や政策効果の向上を目指した「真の行政改革」への貢献

略

・第1回 IT戦略起草委員会(25年4月12日)

➢新たな戦略の素案を議論・検討するため、4月12日～5月上旬まで

IT戦略本部の下に「IT戦略起草委員会」を設置し、新戦略の素案を取りまとめ。

・第62回 IT戦略本部(5月目途)

➢ 新戦略取りまとめ

6 これまでの説明・発言概要

これまでの説明・発言概要取りまとめ①

1 ラジオの必要性

- 東日本大震災発生直後に最も利用されたのはラジオ。深夜に人の声を聞いて安心できたとの声もあり、「情報」とともに「安心」の役割も果たした。新潟県中越地震でもラジオは多く利用された。
- 地震や津波から避難するのに実際に役に立った情報源は、ラジオが第1位。
- ラジオは震災時の頼れるメディア。
- 東日本大震災ではライフライン使用不能の中で多くの市民がカーラジオで情報取得。
- 高齢者はネットを使用しない。農業従事者もテレビやネットは使用できずラジオが重要。
- AMはFMと比べて消費電力が小さく、回路も簡単で、広く届くので、災害時に電気の供給が止まった際に有効。

2 災害対策・難聴対策の必要性

- NHKでは、東日本大震災の経験から、AMラジオの災害対策として、非常用発電機の整備、燃料タンクの増量、FMによる予備放送所の整備、可搬型非常用送信機の整備、プログラム回線の無線化等が課題。また、AMの場合は高台移転が難しく、津波に対する設備の強化も課題。
- AM送信所は低地・海辺に多く、災害時における津波等への備えが課題。また、民間AMラジオの半数が2020年度までに親局主要設備の更新期を迎える。AMラジオ送信所の更新は移転して整備する必要があるため広大な敷地と多額な費用が必要となり大きな課題。防災対策としては、非常用電源の整備、非常用ラジオ送信所の設置等が課題。
- 強いラジオを制度的にどう考えるかが重要。送信所の問題は非常に大きな問題。
- 岩手はリアス式海岸で谷間が多く、一関市は典型的な中山間地域であり、難聴が昔から大きな課題。岩手県と宮城県の両方の電波が届きにくい。コミュニティ放送の開局により難聴解消への市民の期待が大きかったが、やはり難聴が多い。
- 伊豆市は孤立した集落が多く、電波が届きにくい難視聴地域だが、高齢化が進んでおり地域の情報が必要。観光客が多く、広域情報も含めた多様な情報の多層なネットワークでの発信が必要。

これまでの説明・発言概要取りまとめ②

3 経営基盤強化の必要性

- 地上波ラジオの営業収入はピーク時と比べて半減。今後10年間で中短波2.2%減と厳しい見込み(FMは0.8%増の見込み)。災害時におけるラジオの役割を持続させるためにはどうすればよいのか、考えていかなければならない。
- 経営上の問題も含めてラジオの強靱化を考えなければいけない。
- AM放送は地域ごとに伝えにくく、逆にコミュニティ放送は取材力が弱い。各メディアの得意なところを生かしていくべき。
- 放送外収入の強化、デジタルラジオ化、インターネット進出等の手段では「事業者の経営安定」に貢献し難い状況であり、事業者体力強化手段の一つとして、「業界内の事業再編」は検討の土台に乗せるタイミング。
- お年寄りや畑仕事等で外に出ており、その際はテレビでもネットでもなくラジオ。本当に少子高齢化により市場は縮む一方なのか。
- たくさんの選択肢は必要ないかもしれないが、ローカル情報だけではなく全国の情報も必要。
- 16歳から29歳で毎日ラジオを聴いているのは10%。30年後を考えると経営努力が必要。
- AMのリスナー層はFMより年齢層が高い。そういったターゲットを求める広告主が相対的に少なく苦しい傾向にある。
- 米国の場合は波数を維持したまま合併等の再編により事業者の体力を強化した。
- NHKでは災害発生時の初動はAMとFM同じ内容で、その後AMは広域ニュース、FMは地域情報と役割分担を検討中。
- NHKは複数波の使い分けの良い事例。米国においては、9.11では複数チャンネルの事業者が発災当初は一斉に災害報道、時間の経過とともにチャンネルごとに住み分け。

4 地域情報充実への取組

- 東日本大震災では、県域民間ラジオ局等が臨時災害放送局の設置に協力。
- 一関市では、東日本大震災の経験により、住民への緊急情報の迅速かつ確実な提供、地域活性化の起爆剤として昨年4月にコミュニティ放送を開局。住民から支持を得ている。非常時の自動起動試験も実施。
- 人口が少ない伊豆市の地域情報を民間放送事業者が流すことは考えにくいいため、コミュニティFMを設立予定。
- NHKは、コミュニティ放送等に対し災害情報を提供する取組を行っている。

7 ラジオの強靱化に関する調査結果

① 災害放送の実施体制

- 災害放送の実施体制は全社確保している。ただし、いわゆる事業継続計画（BCP）の策定は進んでいない。
- 大規模災害に備えての「演奏所」の代替措置を講じていない社が14社、「送信所」の代替措置を講じていない社が41社と、バックアップの状況は必ずしも万全とは言えない。
- 「緊急地震速報」については導入が進んでいるが、「緊急警報放送」についてはテレビと比較して導入が進んでいない。
- ほぼ全ての事業者が指定公共機関又は指定地方公共機関に指定されており、また、多数の事業者が地域の防災会議に加入しているなど、災害放送に関する自治体との連携が図られている。なお、自治体との災害放送に関する協定における費用負担や緊急割込放送の取り決めは進んでいない。

(1) 災害放送の実施体制

① 災害放送の実施体制の確保状況

全社確保

② 事業継続計画（BCP）の策定状況

策定している社・・・31社／100社

(2) 大規模災害に備えてのバックアップ措置

① 「演奏所」が機能不全となった場合の代替措置あり

86社／100社

- サテライトスタジオ保有、提携団体の社屋等に予備演奏所を確保・・・19社
- 中継車を送信所に移動させて放送継続・・・7社
- 送信所に可搬型設備を持ち込み放送継続・・・58社

② 「送信所」が機能不全となった場合の代替措置あり

59社／100社

- 予備送信所を保有・・・13社
- 可搬型送信設備を使用して放送継続・・・33社

(3) 災害放送の迅速化の状況

① 緊急地震速報

実施社 テレビ：126社／128社、ラジオ：82社／101社

② 緊急地震速報の高速化

実施社 テレビ：57社／128社

③ 緊急警報放送

実施社 テレビ：107社／128社、ラジオ17社／101社

※NHKについてはテレビ1社、AM1社、FM1社としてカウント。

(4) 自治体等との災害放送に関する連携状況

① 指定公共機関又は指定地方公共機関に指定されている事業者

96社／NHK・民放ラジオ100社

※ また、多数の事業が地方防災会議に加入している。

② 自治体との間の災害放送に関する協定における取り決め

- 費用負担についての取り決めあり・・・5社
- 緊急割込放送についての取り決めあり・・・5社

② 送信所の災害対策の必要性、老朽化の状況

- AM・短波事業者49社中38社は災害対策としての高台への送信所整備等の必要性を認識している。
- 送信施設の老朽化も深刻な状況であり、AM・短波事業者49社中41社は2020年度までに親局主要設備の更新を予定している。ただし、送信アンテナの更新は多額な費用を要するため計画を立てることが困難となっている。

(1) 送信所の災害対策の必要性

防災対策(高台への送信所整備等)の必要があると認識している事業者

- AM・短波事業者 : 38社(全49社)
- FM事業者 : 6社(全52社)

※ すべてのAM事業者が「海から距離が近いため、津波の被害」又は「河川に近いため、洪水被害」を想定している

(2) 送信施設の老朽化の状況

① 送信施設の更新予定

- AM・短波事業者41社(全49社)、FM事業者37社(全52社)が、2020年度までに親局主要設備(铁塔、送信アンテナ、送信機、電力設備、番組伝送回線等)の更新時期を迎える。
- ただし、AMの送信アンテナの更新については、高額な費用がかかるため、更新計画を立てることは困難となっている。

② 送信施設の更新費用

- 【AM局の更新費用】親局:最高20億円、平均8.7億円、中継局:最高1.8億円、平均1.2億円 (いずれも土地代除く)
- 【FM局の更新費用】親局:最高11億円、平均4.8億円、中継局:最高0.3億円、平均0.2億円

【参考】送信アンテナの使用年数

		50年超	41～50年	31～40年	21～30年	11～20年	10年未満	合計
AM	親局	8局	14局	7局	6局	5局	1局	41局
	中継局	27局	23局	33局	28局	25局	1局	137局
FM	親局	1局	4局	2局	9局	7局	1局	24局
	中継局	1局	1局	2局	31局	4局	6局	45局

回答があった社のみ集計。

③ 難聴の状況

- AM事業者における都市型難聴をはじめとする難聴は非常に深刻な状況になっている。
- 特に難聴の酷いAM事業者に対して、他国との関係面、技術面に対応しやすいFMによる中継局設置が有効

(1) 難聴の実態

ア 地理的・地形的難聴

- ・山岳地や窪地などで難聴地域が点在。

イ 都市型難聴

- ・高層ビル群や鉄筋コンクリート住宅等の増加により電波が遮られ、電波の強さが低下。また、鉄筋ビル内では電波が入りにくく、更に電波の強さが低下。
- ・特にAMラジオは電子機器や電化製品、インバータ搭載機器など機器の普及に伴う電気雑音により聞き取りにくい状況が発生

ウ 外国波混信

- ・夜間は「電離層反射波」により遠距離まで電波が届くため、外国からのAMラジオの電波が日本に到来し、混信が発生

(2) 難聴対策の実施状況

ア 電話やメールによる受信相談、訪問対応の実施

イ IPサイマルラジオ(radiko、らじる★らじる)の他メディアとの連携による放送の補完

ウ 送信所の移転や新たな中継局の設置、アンテナの高所化

エ AMラジオのFM波による放送の補完(外国波混信対策の実施)

④ 自治体との連携状況

(1) ラジオ送信所の整備・維持への自治体の協力状況

○ 自治体の協力を得て整備・維持している送信所 : 46社、117局

※ 主な協力事例:

- 整備に係るもの : 国の補助金(情報通信格差是正事業)等を活用した中継局整備への支援(23社)
- 維持に係るもの : 土地の無償貸与(17社)、固定資産税の減免・免除(5社)、出向路の補修工事の負担(3社)。

(2) 自治体からの出稿の状況

○ 自治体からの出稿を受けているラジオ事業者 : 94社/99社

※ 都道府県からの出稿あり:91社(一社当たり1,223万円)、市区町村からの出稿あり:88社(一社当たり1,159万円)

(一社当たりの出稿額は金額の記載のあった事業者の平均。)

※ レギュラー番組もあれば各種広報・イベント告知等単発の番組もある。

※ 雇用創出の基金による事業(緊急雇用事業)として実施しているものもある。

※ (参考) 県域ラジオ放送事業者(単営社のみ)の平均売上高(平成23年度) : 17億円(コミュニティ放送事業者 : 0.5億円)。

【地方財政措置の例】

ケーブルテレビの専用チャンネル等により公共情報サービスを行う市町村に対しては、特別交付税が交付される。

(3) 中継局単位での自治体からの出稿状況

○ 中継局単位で親局とは異なる番組を放送をしている16社(43局)のうち、4社(13局)は自治体からの出稿を受けた番組を放送している。

※ 災害発生時に中継局単位で災害情報を放送する協定を締結している例もある。

⑤ FM方式の中継局新設の意向

	災害対策・難聴対策の意向あり		意向なし
		うちFM方式の中継局新設の意向あり	
AM・短波事業者 49社	<p>39社</p> <p>(理由)</p> <p>災害対策・・・33社 難聴対策・・・36社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市型難聴対策・・・22社 ・地理的、地形的難聴対策・・・5社 ・外国波混信対策・・・12社 ・詳細な記載なし・・・9社 	38社	10社
FM事業者 52社	<p>27社</p> <p>(理由)</p> <p>災害対策・・・6社 難聴対策・・・24社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市型難聴対策・・・1社 ・詳細な記載なし・・・23社 	19社	25社
ラジオ事業者合計 101社	66社	57社	35社

※ 理由欄については複数回答あり。

※ NHKについてはAM1社、FM1社としてカウント。

※ 中継局の整備等についてのより詳細な意向を把握するため、第2回目の調査を実施中(4/17～5/8)。